

貸付事業 からののお知らせ

貸付金の償還を
されている方へのご案内

1 ■ 特別償還（一部繰上償還）を受付けます

貸付金の償還方法が期末勤手当併用にて償還されている方は、賞与月（6月・12月）のみ一部繰上償還をすることができます。希望される方は「全部・一部繰上償還承認申請書」を共済事務担当課までご提出ください。

2 ■ 住宅・災害貸付金の償還期間等変更を受付けます

住宅・在宅介護対応住宅・災害・特例災害貸付（災害家財貸付を除く）の償還をされている方は、毎年5月・11月に、借受人の申し出により償還期間の短縮及び償還方法の変更をすることができます。

希望される方は「住宅・災害貸付金償還期間等変更申出書」を共済事務担当課までご提出ください。

<上記1・2について>

共済組合への提出は**6月5日(金) 必着**です。なお、所属所における締切日は、共済事務担当課にお問い合わせください。

- ・「全部・一部繰上償還承認申請書」及び「住宅・災害貸付金償還期間等変更申出書」は共済組合ホームページのからダウンロードができます。また、記入例も掲載していますので併せてご利用ください。
- ・全部繰上償還及び毎月給料からの償還のみの方の一部繰上償還は、毎月受付けています。
- ・一部繰上償還または償還期間等変更をされた方は、平成27年7月より新たな償還額及び償還期間となりますので、平成27年6月中に新償還予定表を送付いたします。

※ 償還期間の変更後または一部繰上後「住宅借入金（取得）等特別控除」を受けている方の償還期間が10年（120回）未満になったときは当該控除が受けられなくなりますのでご注意ください。